

## 佐久市医療体制等連絡懇話会規約の改正について 《新旧対照表》

## ○現規約

H23.4.23

## 佐久市医療体制等連絡懇話会規約

- 1 名称  
この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。
- 2 目的  
懇話会は、次の事項について協議するものとする。  
(1) 地域医療連携に関する事項  
(2) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の再構築に関する事項  
(3) その他地域医療の充実に必要な事項
- 3 組織  
懇話会は、次に掲げる者で組織する。  
(1) 学識経験を有する者  
(2) 社団法人佐久医師会の会員  
(3) 長野県健康福祉部の職員  
(4) 長野県保健福祉事務所の職員  
(5) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員  
(6) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員  
(7) 佐久市立国保浅間総合病院の職員  
(8) 佐久市行政顧問  
(9) 前2号に掲げる以外の市職員
- 4 会長及び副会長  
(1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。  
(2) 会長は、佐久市副市長をもって充て、副会長は、委員の互選によりこれを定める。  
(3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。  
(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 会議  
(1) 懇話会は、会長が招集する。  
(2) 懇話会の議長は、佐久市行政顧問が当たる。  
(3) 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
(4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。  
(5) 懇話会は、原則公開するものとする。
- 6 庶務  
懇話会の庶務は、佐久市役所地域課題対策局において処理する。
- 7 その他  
このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。  
附 則  
この規約は、平成21年11月17日から施行する。  
附 則  
この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

規約  
の見  
直し

## ○規約改正案

## 佐久市医療体制等連絡懇話会規約（改正案）

- 1 名称  
この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。
- 2 目的  
懇話会は、次の事項について協議するものとする。  
(1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項  
(2) 地域医療連携に関する事項  
(3) その他地域医療の充実に必要な事項
- 3 組織  
懇話会は、次に掲げる者で組織する。  
(1) 社団法人佐久医師会の役員  
(2) 長野県健康福祉部の職員  
(3) 長野県保健福祉事務所の職員  
(4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員  
(5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員  
(6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員  
(7) 佐久市行政顧問  
(8) 前2号に掲げる者以外の市の職員
- 4 会長及び副会長  
(1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。  
(2) 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。  
(3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。  
(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 会議  
(1) 懇話会は、会長が招集する。  
(2) 懇話会の議長は、会長が当たる。  
(3) 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。  
(4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。  
(5) 懇話会は、原則公開するものとする。
- 6 庶務  
懇話会の庶務は、佐久市役所地域課題対策局において処理する。
- 7 その他  
このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。  
附 則  
この規約は、平成21年11月17日から施行する。  
附 則  
この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
附 則  
この規約は、平成23年 月 日から施行する。

## 佐久市医療体制等連絡懇話会規約

### 1 名称

この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

### 2 目的

懇話会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項
- (2) 地域医療連携に関する事項
- (3) その他地域医療の充実に関し必要な事項

### 3 組織

懇話会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 社団法人佐久医師会の役員
- (2) 長野県健康福祉部の職員
- (3) 長野県保健福祉事務所の職員
- (4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員
- (5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員
- (6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
- (7) 佐久市行政顧問
- (8) 前2号に掲げる者以外の市の職員

### 4 会長及び副会長

- (1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。
- (2) 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。
- (3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### 5 会議

- (1) 懇話会は、会長が招集する。
- (2) 懇話会の議長は、会長が当たる。
- (3) 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。
- (4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 懇話会は、原則公開するものとする。

### 6 庶務

懇話会の庶務は、佐久市役所地域課題対策局において処理する。

### 7 その他

このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

#### 附 則

この規約は、平成21年11月17日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規約は、平成23年4月24日から施行する。